

第8回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（松本委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、第13号議案「平成28年度教育委員会の事務の点検及び評価報告書の作成について」を議題とします。提案説明を求めます。

管理課管理係長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 気になる評価や、高い評価をいただいた点を、紹介してください。内容がたくさんあるので、各委員の皆さんも目を通していただいて、各所管課ごとに項目として挙げてください。

浅野先生と榎谷先生からの評価を受けた内容などについて、まず管理部からお願いします。

管 理 部 長) 管理部につきましては、基本的には施設整備と各種の補助金について20、21ページに集約されています。

施設整備の評価は、基本的にこのような整備や建てかえ、改修などを行うことについては評価でき、継続して行ってほしいとのことです。

しかし、特に建てかえについては優先順位を設けて取り組む必要があり利用者や子どもたち、保護者の声を反映させ、優先順位を設けて行っていただきたいという御意見です。

次は、21ページに記載されている補助金の、幼稚園就園奨励費の項目です。特にここでは私立幼稚園へ通う保護者に対して、多くて年間30万円給付することになるので、私立の保育

料をほぼ払うことができるぐらいの補助金になります。所得の多い世帯でも子どもが3人目以降は、補助限度額の満額を支給します。2人目は最低でも半額、1人目の場合は一定の所得以下の場合最低でも6万円程度、基本的にはそのような制度です。

私立学校園助成費の項目につきましても、評価できるところです。私は浅野先生の評価のところで、私立学校園助成費は私立幼稚園の育成に必要であると記載されているところが、少し気になります。私立幼稚園の保護者のみならず幼稚園に対しても教材購入費などで年間60万円の補助を出しています。この私立学校園助成費は私立幼稚園の育成に必要であるものという認識をいただき、評価してくださっています。つまり近年、公立幼稚園の子どもたちが減少し、私立幼稚園へ流れていっているということが問題になっております。特に公立幼稚園では現在は2年保育しかやっていないのですが、私立幼稚園ではそのような流れになったのは3歳児保育が私立で行われているからということです。公立幼稚園では2年保育しか行っていないので、3年保育を希望される方は私立幼稚園へ行ってくださいと言うだけにとどまっていないということです。

私立幼稚園へ行っていただく場合には、就園奨励費によって最大30万円の補助を行いますので、私立へ行ってくださいという施策をしっかりととっているということです。つまり、私立幼稚園でも芦屋の子どもたちの幼児教育を担っていただいている以上は、公的機関なのだという位置づけを市としてしっかりととらえていて、私立幼稚園に行く子どもたちにも補助を出しているということです。私立幼稚園そのものにも運営費補助

を過去からずっと行ってきたという点を我々も整理する必要があり、先生の評価の中にも私立幼稚園を振興させるためにもこの補助は有益であるという評価をいただいている点が私は少し気になりました。

あとは奨学金等の中で、ここでは、主な事業を掲げていますので、この中で朝鮮人学校に対する補助という項目立てはしていませんが、朝鮮人学校の補助の適正化も含めて、今年度に、各種補助金についてはやり方を含めて見直そうと思っています。

特に議会からも指摘があり、幼稚園の補助金や就学補助金と言いまして低所得者に対する補助金ですが、その補助金の内訳の中に入学用品のための補助金というのがあるのですが、その補助金の支給が1学期分は8月に支給です。すると、入学のための補助金なのに給付できるのが8月では意味がないというお声もあり、議会からもそのような指摘もございますので、可能な限り前倒しできるような手法を考えていきたいと思っています。

1つ問題になっておりますのは、所得判定をするときには前年度の所得を使って所得判定をしますが、その前年度の所得が確定するのは今年度の6月になります。つまり確定申告などの結果を反映させることもあり、それを使って所得判定をします。現在、現在は8月支給になっているのですが、可能な限り他市の状況等も調査して、できるだけ早い支給を考えていきたいと思っています。

教 育 長) 学校教育部、お願いします。

学校教育部長) 10ページの幼稚園教育推進事業の未就園児交流会、3歳

児親子ひろばの項目については本格的には、ここからが始まりであると思います。今年度もより拡大し、定着していていると考えております。

そして11ページの、国際理解教育推進事業で言いますと、新しい試みとして英語のスピーチコンテストも行いました。生徒たちは、非常に一生懸命取り組んでおりました。そして、スピーチコンテストに出た生徒の中で、今年度モンテベロ市への派遣に入っている生徒もいますので、子どもたちの意識を高めるところにもかなりつながっているということで、評価をいただいております。

そして、13ページでは、学校給食関係業務が去年から大きくなっています。立派なランチルームができ、潮見中学校で給食が順調に始まったということで、もう少し体制整備も必要ですが、公会計がスタートできたことについての評価を得ているのではないかと考えております。

主なところでは以上でございます。

教 育 長) 社会教育部、お願いします。

社会教育部長) 社会教育部としましては、24ページの1番上の欄にあしやキッズスクエア事業について評価をいただいております。多世代交流ということで大学生・高校生のボランティアを派遣して、あわせて青少年の育成も促進しているところが評価できるとのコメントをいただいております。新たにつくった事業ではあるのですが、初年度から非常に力を入れてやってきたことへの評価をいただいていると感じております。

24ページの下のところにあります、子ども・若者育成支援

対策事業ということで、これは若者相談センターのアサガオの運営などについて書いています。相談件数にするとまだ少ないかもしれませんが、昨年と比べると倍近い件数が上がってきておりますので、認知度が広まり関係機関からつながっていくような効果がいよいよ出始めてきているのではないかと考えております。

そして、全般的に言えるのが、社会教育部は様々な施設等の運営をしている部署ではあるのですが、総じて利用者が増えております。谷崎潤一郎記念館や美術博物館も増えておりますし、図書館も利用人数が増えて貸し出しの冊数も増えております。富田碎花旧居は工事をしておりましたので比較ができません。

全てのことは申し上げられてないのですが、たくさんの施設を持つ中で利用者がかなり増えているということは、非常に喜ばしいことではあります。内容それから安全性という部分について、引き続き確保していかなければいけないなど非常に強く感じておるところです。

教 育 長) ありがとうございます。

説明が終わりました。質疑はございませんか。

松 本 委 員) 38ページの榎谷先生の評価の文章の中の④の「青少年愛護センター相談事業における関係「店」との連携強化」となっているのですが、相談事業でお店と何か連携するのか、有害環境対策事業のことを言われているのか、何か2つの文章が一緒になってしまったのか、先生に御確認されたほうが良いと思われました。

教 育 長) そうしてください。ありがとうございます。

木村委員) 形式面ですが、6ページ以降の教育指針で「取組の方向性」はいいと思いますが、その下に「今年度の主な取組」とあります。今年度といいましても、これは平成27年度のことですね。今年度というとなら28年度かなと思ってしまい、ややこしいので6ページから9ページまで、全て平成27年度と訂正したほうがいいと思います。

教育長) では、それをお願いします。

松本委員) 24ページのアサガオの運営のところですが、昨年9月よりキテミル会というお試しの相談会を開催されたそうですが、これは今年度もされているのですか。

社会教育部長) 現在もやっております。

毎月第3金曜日の1時から3時まで。

松本委員) はい、ありがとうございます。

そして、青少年愛護センター相談事業についてですが、去年も後の採用はあるのですかとお聞きしたのですが、指導主事は今年は愛護センターに新しく入っておられますか。

管理部長) 指導主事は、今年に入っておりません。

松本委員) そうですか。評価のところにも人材の確保と育成を期待すると書いてあるので、また来年度に向けて相談事業について何かされたりするのですか。そして、相談事業は指導主事がおられなくてもできるものですか。

社会教育部長) 相談はセンター長はじめ職員がやっております。

教育長) 愛護センターは指導主事という役職の方はいらっしゃいますか。

教職員課主幹) 青少年愛護センターの指導主事は今年はおられないのです

が、昨年度は指導主事がいらっしゃいました。

教 育 長) わかりました。それではこの記載は、去年のものなのでいいのですね。

松 本 委 員) 先ほど岸田部長の説明の中で私立学校園助成費のところでのこのように評価されているという話の流れで、また制度を見直すとおっしゃったのはどのように見直すのですか。ここは評価されているので、このまま変更しないということではないのですか。

管 理 部 長) 例えば、この間の朝鮮人学校の補助金であれば現在、朝鮮人学校のみに行っているものの対象を広げるように見直していくということです。そして、支給時期についても、受け取る側の利便性に多少反映できるようなやり方を行っていくこととなります。

その他にも芦屋市奨学金では、今公立高校が月額5,000円で私立高校が月額7,000円になります。しかし、この奨学金は経済的困窮者にお出しするものですので、この中でも特に市民税の税金がかからない方に対して昨年から県のほうでも市民税のかからない非課税世帯を対象とした高校生等奨学給付金ことができました。芦屋市の奨学金においては、公立高校は月額5,000円なので、年間6万円支給していることとなります。しかし、非課税世帯を対象とした県の奨学金が新たにできたことにより、他市ではこれまで市が年間6万円給付しており3万円給付する県の奨学金が新たにできたので、他市は差額の年間3万円だけの給付でいいのではないかという見直しを行っている市もあります。芦屋市の場合では、

県の奨学金ができたのは別の話で、市は前回と変わらず年間6万円給付ということで、本人には年間合計9万円になるような現状を維持するという見直しを平成27年度に行いました。阪神間の他市は県の奨学金ができたので市の奨学金においては、年間で差額の3万円にしようという見直しをやっている市がほとんどになります。平成28年度は県がさらに年額3万円を4万円に引き上げてきました。そこでさらに他市は基準額の合計は年間6万円なので、県が年間3万円から年間4万円になったので市は年間2万円でもいいという見直しを行っている市もあります。そのようなときに芦屋市はどのような見直しを行っていくかということです。

今の例で言いますと、昨年は県が年間3万円給付し、市が年間6万円給付することで本人には年間合計9万円になっていました。そこで県が年間3万円を年間4万円にしたので、市の年間給付額を6万円のまま置いておくと年間合計10万円になりますので、今年度は市は年間5万円にしましたことにより、去年までと同じ年間合計9万円にするという見直しを今年度は行っています。

松本委員) 　　では、私立幼稚園に年間60万円の助成費を出している部分については別に変わらないということですか。

管理部長) 　　はい。

松本委員) 　　わかりました。

浅井委員) 　　内容のことですが、学校教育課から幼児教育、3歳児対象親子ひろばの、特に浜風は今年4歳児クラスがなくなったので週1回開催されたということで、すごくやっぱり利用者も多か

ったと思うのですが、この辺がやはり今後少子化対策ですごく大事になってくると思います。認定こども園は、そういう子育て支援の機能を持たせるということですが、並行して幼稚園も続けてやっていくことが必要だと思っています。

11ページで、外国語活動の下のほうの、事務局の課題・方向性というところの「日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する日本語指導や学力補充については、市全体で体制の整備を進める必要がある」と記載されているのは、具体的にはどういうことを指しているのですか。

学校教育部主幹) 平成28年、つまり本年度から県の補助事業を受けまして日本語指導支援員という形で潮見中学校、潮見小学校、浜風小学校に、ボランティアとは別に日本語指導支援員という形で3名の支援員を配置しております。その日本語支援員を中心にこの外国にルーツを持つ生徒に対して個別の指導計画を考えたり、日本語指導を行ったりしています。また、「きめ細やかな支援事業」もありますが、この事業は潮見小学校をセンター校にして行っています。市全体としては個別の指導計画をつくることによって、支援員がいないところに日本語指導が必要な生徒が来たときにも対応できるように、日本語指導の体制づくりを市として行っていきます。

浅井委員) 今は潮見中学校区で行っているのですか。

学校教育部主幹) 潮見中学校区にその3名が入っています。

浅井委員) 今後は市全体で行っていくのですか。

学校教育部主幹) 今後も支援計画、効果的な教材、教具や指導方法など、潮見中学校の拠点校を中心に研究や研修を積み重ねていきまし

て、他の学校にも成果を報告、共有してそのようなことができるような体制をつくっていくという形で行っていきます。

教 育 長) 日本語指導が必要な生徒はどの程度ですか。

学校教育部主幹) 今、潮見中学校区で実際指導に入っているのは10名前後ぐらいですが、市全体としましては40名弱います。全員にはなかなか対応できない部分もあるのですが、クラス担任や各学校の担当、場合によっては「こくさいひろば」と連携して対応しております。今年の夏休みに開催した学習会では、小・中・高校生40名近くが参加し、5日間ボランティアと一緒に勉強を行いました。

学校教育部長) 日本語指導が必要な子どもの人数について言うと、いろいろなカウントの仕方はあるのですが、例えば今この協議会をやっていますが、その中で見込みとして最初に年度当初出した人数は26名ぐらいだったと思います。ただ、実際に指導が必要な生徒というのは、外国にルーツがある生徒たち、海外から帰ってきた生徒ではなくても、保護者が外国の方であって、小さいころから日本語だけではない環境の中で過ごしてきた生徒もいるのでいろいろな指導が必要になってきます。ですので、実際学校現場で対応しないといけない生徒はもっとたくさんいます。ただし、定義をもうけて日本語のレベルチェックをした中で対象となるのは市内で20数名というのが現状です。

その中で潮見小学校、潮見中学校、浜風小学校には、その中の約7割ぐらいが所属しているというのが現状です。

小 石 委 員) その26名というのは外国人帰国子女の両方が入っているのですか。

学校教育部長) 帰国子女で日本人の生徒はいないです。対象としていますが、実際には今は外国人の生徒のみです。

小石委員) 小学校で言うと浜風小学校、潮見小学校に7割ぐらいいるということですか。

学校教育部長) そうです。

小石委員) ほかのところは目立たない程度になっていますか。

学校教育部長) 実際には少ないですね。在籍がないというところもあるのですが、先ほども言いましたとおり、学習会をするときは外国にルーツのある生徒たちも対象として、学力補充の問題もありますので、一緒に学んでいます。集团的にはもっと大きくなりますし、実際に非公式に調査をすると市内で外国にルーツがある生徒は、その倍ぐらいの人数になります。

小石委員) 実際の授業の中での援助は具体的にはどのような形をとっているのですか。

学校教育部長) 一番は、ボランティアや支援員が個別につきます。授業の中で、できるだけわかりやすい言葉で子どもに教えたり、それから母語で翻訳をした形で教えたりということもします。ただ、そのやり方だけでやっていくと非常に効率が悪いというのもあり、全ての時間にそういう形ではつけられませんし、その人でないと教えられないということでも困りますので、一人一人の実態把握をしっかりとやり、日本語のレベルチェックをして、その中で一人一人に応じた計画を立てて、その計画を幾つかリストとしてつくられれば、ほかの子どもにもその計画を当てはめてほかの先生が指導できるという形がとれないかというのが今の研究の始まりということですよ。

小石委員) 大事なことですね。

松本委員) 4ページの教育委員会の活動状況というところですが、教育委員として出席しているものが記載されているのですが、教育委員は学校訪問をしてないのかと思われたりしないのかと思いました。運動会などは見に行っていますが、日々の学校を見ているのは載っていないと思います。研究授業等があるときに子どもたちの様子も含めて見ている程度ですが、教育委員の活動はこれでいいのかと思います。活動の中に学校訪問のような項目があったほうがいいのではないのでしょうか。現場を知らずに教育委員をやっていいのかと思います。私の子どもも義務教育を終了し、常に学校を見ているわけでもなくなったので、いろいろな会に出席していますが、肝心の学校現場を見てないのではないかと言われたら、少し弱いかと思いました。

小石委員) はっきりしているのはオープンスクールのときに学校訪問をしていますね。

松本委員) そうですね。

木村委員) 細かく書かなくてもその他オープンスクール等でもいいかと思います。

教育長) そうしましたら、実際に行っていることの項目を起こして、全てを網羅する必要はないので、その他学校訪問等などと追加してください。やっていることはアピールしたらいいと思います。

松本委員) そのようなことを言う人はいないかもしれません。

木村委員) 最近の教育委員は学校現場がわかっているの、などと言われたことがあります。

教 育 長) 委員の皆さんには、たくさん行っていただいているので、書くことはあります。

小 石 委 員) 問題は、これによって次にどうなるのかという話がむしろ重要なことですよね。だから、ここで評価いただいて今後どうなっていくか、そして、ここで指摘されたことはこうなったと我々自身がどこかできちんと確認することが大事なことです。そのあたりを、我々も心して活動しなくてはいけないのではないかと思います。

浅 井 委 員) 社会教育部の入館者数等ですが、その時々催し物や、お願いした講師の人気などにすごく左右されるものなので、評価されているところはよしと受けとめて、それにとらわれ過ぎず、大きく受けとめたほうがいいのではないかと考えます。

教 育 長) 小石委員から御指摘がありましたように、我々教育委員会のメンバーとしてこれを反省として見させていただく部分と、事務局がこれを見て、次への展望として考えていただく部分があると思いますので、各々がいい形で反映させていきたいと思えます。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。少し文言等で修正はあるかもしれませんが、そこは御了承願うということで、本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第13号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、第 1 4 号 議 案 「 芦 屋 市 社 会 教 育 関 係 登 録 団 体 の 承 認
に つ い て 」 を 議 題 と し ま す 。 提 案 説 明 を 求 め ま す 。

生 涯 学 習 課 長) < 議 案 資 料 に 基 づ き 概 略 説 明 >

教 育 長) 説 明 が 終 わ り ま し た 。 質 疑 は ご ざ い ま せ ん か 。

浅 井 委 員) 昨 年 が 基 準 年 で し た の で、一 覧 表 な ど も 見 せ て い た だ き ま
し た が、芦 屋 川 カ レ ッ ジ の 同 窓 会 の 方 が た く さ ん 登 録 さ れ て い
ま す 。 今 回 も 3 2 期 会 と い う こ と で、先 ほ ど 説 明 で あ り ま し た
と お り、懸 念 さ れ る の は や は り 3 条 の 7、「組 織 及 び 活 動 に 参
加 を 希 望 す る も の が 新 た に 加 わ る こ と の で き る 団 体 で あ る こ
と」と い う こ と で、い つ で も 門 戸 を 開 い て 地 域 に 還 元 す る よ う
な 内 容 の 活 動 を し て い た だ く こ と が 大 事 で は な い か な と 考 え ま
す 。 こ の 辺 は 説 明 は し て く だ さ っ て い る と 思 う の で す が、少 し
閉 鎖 的 な 集 ま り に な っ て し ま い が ち で は な い か と 思 い ま す の で、
そ の 辺 を 気 に か け て い た だ き た い と こ ろ で す 。

生 涯 学 習 課 長) 委 員 の お っ し ゃ る よ う に、芦 屋 川 カ レ ッ ジ の 卒 業 生 の 方 が
た く さ ん お ら れ、芦 屋 に お い て は 少 し 御 年 配 の 方 に お け る 社 会
教 育 の 活 動 の 中 心 と な り ま す 。 文 化 的 な 活 動 な ど に お い て 大 き
な 役 割 を 果 た し て い た だ い て い る の で す が、芦 屋 川 カ レ ッ ジ の
各 期 ご と に グ ル ー プ を 組 織 さ れ て お り、だ ん だ ん 御 年 齢 が 高 く
な る の で、1 つ の 団 体 の 人 数 が 少 な く な る と、統 合 な ど は さ れ
て い ま す 。 で す の で、こ ち ら か ら い ろ い ろ 御 提 案 も し て い か な
い と い け ない と 思 い ま す 。 同 窓 会 は も ち ろ ん 活 発 に し て い た だ
く の は と て も い い こ と だ と 思 い ま す が、社 会 教 育 関 係 団 体 と し
て は、同 窓 会 に こ だ わ ら ず に 広 く 活 動 し て い た だ く 方 向 が で き
な い か と い う こ と で、こ ち ら か ら も 相 談 を し て い き ま す 。

今回は今までと同様の形ではありますが、活動内容としましては自分たちの中だけでなく、広く広報誌なども活用してPRをしていただくということ、市民一般に広く参加していただけるようなイベントや事業を積極的に取り入れるということ、あるいはボランティア的な活動も進んでしていただきたいということをお願いしております。サニーカフェの皆さんからは「よくわかりました、努力します」という返事をいただいております。

浅井委員) 新しく登録をするに当たって、第何期会という名前はグループ名としては外していただいたわけですね。それでサニーカフェと工夫をされたわけですね。

生涯学習課長) そうですね。

教育長) この会の立ち上げについての中心的メンバーは、それでいいのですが、今後は知人やいろいろな地域の方などを巻き込む形での会の運営を期待するということで、指導もお願いしていきたいと思います。

生涯学習課長) わかりました。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第14号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、第15号議案「芦屋市保有土地（涼風町5番教育施

設用地) 活用事業者選定委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 芦屋市の附属機関の設置に関する条例について委員構成というところがあります。このような選定委員会に芦屋市の職員が2名加わることは、選定委員会の中では多いほうなのですか。

スポーツ推進課長) 類似しております保有土地関係の附属機関につきましては市の職員が大体2名から3名入っているところがございます。

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅 井 委 員) 任期ですが、28年8月22日から諮問に係る審議が終了する日までというのは、目途は大体いつごろになるのでしょうか。

スポーツ推進課長) 目途といたしまして、現事業所はミズノさんがおられますが、来年の3月末で契約終了という形になっております。それまでに選定をしないといけないのですが、会員の方もいらっしゃることから、大体12月の議会で最終報告する形になりますので、現在は11月を目途と今考えております。

浅 井 委 員) わかりました。

木 村 委 員) このミズノの跡地の利用というと前々から住民の説明会などあったのですが、なぜこの時期にこの委員会を組織するのですか。

スポーツ推進課長) 住民の説明会等で、1ヶ月前ぐらいに予定していたのですが住民の方との意見交換会もありまして、この時期になりました。

社会教育部長) 補足をさせていただきます。今、住民の皆さんはここの土

地がどのように使われるのかということで強い要望や思いを持っておられるところです。できる限り、自分たちの意見を盛り込んだものをつくってほしいとおっしゃっているのですが、それには来年4月以降にすぐ整備をしなければならないということと、皆さんの意見を盛り込んで、もっと長い期間で将来的にどうしていかうかという、2つのプランがあります。

今回については短い期間ということで、来年4月から荒れ地にせずに、すぐに何かを活用しようという話をしていき、その先については皆さんとともに話をしましょうということになっております。住民の皆さんも新たに自治会をつくられた中でまちづくり委員会を結成されました。今後は長い期間の部分については、都市計画が主に窓口となって一緒に話を進めていくことになっております。

今回については、来年の3月でミズノさんの契約が終了しますので、直ちに着手しないと賃貸料も取れませんので、そのようなことを踏まえたと、現会員にお知らせをする期間を考慮し、9、10月ぐらいには事業者の募集をしなければなりません。そのためにはこの要項を策定する期限がもう今のこの時期という形で、今回8月22日に第1回の委員会を開催することになっております。

以上です。

木村委員) 短い期間の話である程度、住民との間で目途がついてきたということは、大体このような形でやりましょうねという話がある程度まとまってきたということですか。

スポーツ推進課長) そうです。大まかなところがまとまったと考えています。

木村委員) それはどのような流れになってきているのですか。

社会教育部長) やはり意見としては、なかなかまとまっていないのが実際のところですよ。とはいえ、今回については当面の期間ということで、おおむね10年ぐらいという見込みを持っております。

その中で、恐らく皆さんはそんなに急激に、景色が変わるような建物は望んではおられないと思われまして。ですから、現在そこでスポーツの文化が芽生えているわけですし、たくさんの市民の方が使っておられますので、まず我々としてはやはり社会教育という目的に沿って事業を進めていくこととなります。まずスポーツ部分と、地域交流の部分についても皆さんからの要望がありましたので、集まってお話をしたり多世代交流をしたりというコミュニティづくりもしたいということでしたので、そのような場の提供をできるようなことが、こちらのほうであらかじめ枠組みとして示して、それに沿って事業者から提案をしてもらって開発を進めていただく形になろうかとは思っています。

まだまだいろいろな方がいろいろな立場で御意見をお持ちですので、今後のまちづくりについてはこれからお話をされていくことになると思います。その理解の部分は、それぞれの個別には異なると思うのですが、おおむねそういう話し合いの枠組みがつけられましたので、今後は以前のような不特定多数の方と議論をするのではなく、ある程度組織立った形でお話を進めさせていただくという方向になると思います。

今回も7月の終わりにもう1度住民の代表の方とお話をしたのですが、これまでの要望については変わっておりませんでしたので、それらの盛り込める部分だけを盛り込んだ形で要項で

示させていただくということで、納得をいただいているような状況です。

木村委員) この提案理由を見ると、公募を行い、その応募事業者の選定を行うための委員の委嘱または任命ということを書いてあるので、公募についてはこの委員会が主導的にやるのではなくて、もう市で今後はこういう形でやるという形でやり、それで応募が来たものを速やかに評価認定するという機能を持たせるために今回この委員会を行うというところでよろしいでしょうか。

社会教育部長) ここでしていただくものにつきましては、まず第1回目は応募要項の中身について審議をいただきます。それに従いましたら、教育委員会に報告させていただき、議会に報告させていただいて、そして公募に載せて募集をかけることになります。

その後、事業者が出てまいりますので、審査の基準に沿った形で採点をしていただきます。面接などを行うことも現段階では想定をしておりますので、その中で最適な事業者を選ぶことをこの委員会ですべてさせていただきます。

最終的には、市長に対して答申という形で報告を上げるという手順になっております。

教育長) 木村委員が気にされているのは、地域の方がこの提案の内容についてどの程度合意があるのか、そのような進め方でいいのかということもありますので、その部分を懸案としてあるのですね。今の部長の話の中で一定の理解を得たと思っておいてよろしいですね。

木村委員) このような手続をやる場合には、選定委員会は必ず動くこ

とになっているのですか。

社会教育部長) 市の附属機関の条例に沿って設置をすることになっております。

木村委員) 余りよくわからないでこれを見ると、また委員会か何かで議論してやってしまうのかと受け取られがちになるので、市が窓口として住民との意見交換会をやるなどオープンでやっていたのが、閉鎖的な委員会でもって全部決めてしまうのかという受け取られ方もしかねないので、そこはそうではないですということをきちんと説明をしておかなくては誤解を招くという感じもします。私自身が疑問に思いましたので、質問をさせていただきました。

教育長) 最終的に専門家的な面から、その内容がおかしくないかという観点で見ていただいて、次に進めていくということですね。

社会教育部長) はい。

小石委員) 短期的なもの、それからその後の長期的なもの、一応分けております。短期的なというのはどのぐらいのめどで考えているのですか。

社会教育部長) こちらも要項にかかわることではあるのですが、市としては10年を1つのめどとしています。これはいろいろな考え方があるのですが、住民の皆さんが自分たちのまちづくりを考えたいとおっしゃっている中では、もっと早く、遅過ぎるとおっしゃる方もあります。例えば、何か大きなものを建てるとしましても、計画を立てて、財政の道筋を立てたりとなると、やはりそれぐらいの期間が必要であるのも1つあります。

そして、事業所を呼ぶに当たっても、5年間ということであ

れば、その5年間の中で営業利益を上げようと考えれば、それほど投資はしてくれないと思います。やはり、10年ぐらいの期間であれば、整備もそれなりにしてくれるであろうという住民の皆さんの意見と、事業者が入ってくるか入ってこないかというところのちょうどぎりぎりのラインかなとは思っております。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第15号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言